

前田の ちょっと経営を考えよう 第 240 回

平成 23 年も早くも半年経過しました。この半年の間にほんとうに色々なことが発生しましたね。

しかし、こういう時だからこそ、しっかり対処し、目標と方針をしっかりとて、実行しなければ、最後は泣くことになってしまいます。

そこでもう一度やっておくべきことを下記します。じっくり読んでいただきまして、使ってください(238 回の追加でもあります)。

1. 従業員は適材適所に配置し、修羅場をくぐらせ、育てましょう
2. 報酬は貢献に対して与えましょう
3. 大きい仕事をやり遂げるには情熱がなければできません、情熱、ヤル気です
4. 各論で物を考える(具体的な方策、行動の立て方等)ことが重要です
アバウト、総論では結局何もならぬ、成果はあがりません
5. 自分は運がいいと思い、なお運がいい人と付き合うこと

そしてやはり、事業を成功に導くためには

天(時の運、タイミング) 今年後半はまだまだ要注意です

地(立地条件)

人(人材、金) が必要だ。

そのためには何をすることも人脈、情報が必要だ。

ガンバロウ、今年もまだ半年あります。

以上

追: 会社経営について、悩んでみえるお客様、困っているお客様がみえましたらご紹介ください

前田の《今人生を語る》第 145 回

めざめよ日本人 68

「米中ソにより手足をもぎ取られた日本人」

かつて大宅壮一は「1 億総白痴化」と言いました。

3 S 政索(スポーツ、セックス、スクリーン(テレビ)そしてマスコミ)で、幼稚化した日本人、まさに今現実化していますね。

昔(1995 年)中国の李鵬首相が言いました。

日本は 30 年も経てばこの地球上から消えてなくなるだろうと。

こんな中国に負けていいのか!!

1. 税制改正の現状

東日本大震災により衆議院で審議が止まっていた平成 23 年度の税制改正法案が 6 月 22 日の参議院本会議で可決されました。

本来であれば集中審議により早期に可決施行されていたところですが、震災の影響により 4・5 月に殆ど国会審議が行われなかったため、これまでは平成 23 年 3 月 31 日で期限切れを迎える措置についてはいわゆるつなぎ法により 6 月 30 日まで延長されていました。

もともと政府は相続税の増税等を含めた税制の抜本的改革を含めた改正を一度に行おうとしてきましたが、結果としてはつなぎ法で期限切れをおこす措置を中心に新たに修正法案を組案し、税制の抜本的改革の中心をなす事項は継続審議を行うことのみを決定するに止まりました。

今の状況を簡単にまとめると次の通りとなります。

当初の平成 23 年度税制改正案		
税制抜本改革の一環 ・ 所得税 給与所得控除の上限設定 成年扶養控除の縮小 など ・ 法人税 実効税率の引下げ 減価償却の見直し など ・ 資産税 相続税基礎控除の縮小など	課税の適正化等 ・ 寄付金税制の拡充 ・ 年金所得者の申告不用制度の創設 など	期限切れ租税特別措置法の長 ・ 中小法人の税率軽減 など

↓
継続審議

↓
別段の定めがあるものを除き 6 月 30 日公布・施行

2. 税制改正のポイント

(1) 特に重要な改正事項は引き続き審議されるが、状況は全くみえていない

相続税の増税や法人税の税率引き下げ・減価償却の見直しなど、大きな影響を及ぼす事項については結論が出ないままとなっています。(今後の国会の動向が特に重要です!)

(2) 法令の適用開始日に注意

通常の税制改正では特段の取決めがない場合 4 月 1 日適用開始が一般的であります。(納税者にとってプラスとなる減税関連法案の場合には一部 1 月 1 日適用開始の場合もあります。)

ところが、今回の税制改正の場合、成立までの特殊な状況を勘案してか、施行日が殆どの法案で、当初法案での 4 月 1 日から 6 月 30 日となっている点がポイントといえます。

たとえば、「住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除」等では、増改築費用に関して補助金を受ける場合には、増改築費用から補助金を控除して税額控除の適用額を算出する見直しが措置されており、当初法案では施行日である 23 年 4 月 1 日以後に増改築等に係る契約をする場合に適用するとされていましたが、新法案では公布の日以後の契約からの適用となり、公布日が重要になっています。

3. その他

財務省のホームページ上で詳しい税制改正の状況を見ることができます。([トップページ](#) [財務省の基本情報](#) [国会提出法案](#) 第 177 回国会における財務省関連法律)

以上